

# 廃棄物(ごみ)の不法投棄は犯罪です!



道路脇への不法投棄

廃棄物(以下「ごみ」という。)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染される等の深刻な環境問題につながる犯罪行為です。

町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化していますが、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。地域ぐるみで監視活動や防止対策等を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。

また、個人の所有地(管理地)であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第5条関係の定めにより、清潔を保つこととされており、不適正な野外保管等は指導の対象となりますので、適正な処理をお願いいたします。

## ごみの不法投棄とは

ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等のみだりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

## ごみを不法投棄された土地の所有者(管理者)

廃掃法の定めにより、土地の所有者(管理者)は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うこととなります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

## ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄に対する啓発

看板を製作設置し、一定の成果をあげています。ごみの不法投棄でお困りの場合は、役場環境保健係までご相談ください。

## ごみの不法投棄監視活動

町では、不法投棄監視員により町内の不法投棄の監視活動を実施しています。また、本年度より不法投棄監視カメラによる監視活動も実施し、不法投棄の未然防止及び監視の強化を図っています。不法投棄の監視活動にご理解ご協力をお願いいたします。

## ごみの不法投棄の罰則(廃掃法第25条、第32条関係)

### 【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1千万円以下

の罰金又はその併科

法人 3億円以下の罰金

## ごみの不法投棄や不審な行為(車両)を発見した場合の連絡先(廃掃法第5条関係)

役場環境保健係:

0267-88-8407

佐久地域振興局環境課:

0267-63-3166



冷蔵庫・洗濯機の不法投棄